

重要事項説明書

－訪問看護（介護保険）－

当事業所は利用者に対して、指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名	学校法人藤田学園
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地98
連絡先（代表）	T E L 0562-93-2800
代表者	理事長 星長 清隆
成立年月日	1964（昭和39）年 9 月24日
URL	https://www.fujita-hu.ac.jp/

2. 事業所

事業所名	藤田医科大学訪問看護ななくり
所在地	事業所 三重県津市東丸之内 4 -21 サテライト 三重県津市大鳥町423番地 職員宿舎ななくり 201号 室
連絡先	T E L 059-253-5152 （休業日・時間外は転送電話で対応） F A X 059-253-5158
営業日	月曜日～土曜日 ※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業
営業時間	月曜日～金曜日 午前 8 時45分～午後 5 時 土曜日 午前 8 時45分～午後 0 時30分
指定事業所番号	介護保険 令和 2 年 4 月 1 日 三重県指定 第2460590355号

3. 事業所の責任者

管理者	内田 潤子
連絡先	T E L 059-253-5152

4. 事業実施地域

事業所の通常の	○津市全域
事業の実施地域	○松阪市一部（旧嬉野町）

5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	当事業所は、藤田医科大学訪問看護ななくりとして、主治医の指示書に基づき、利用者や家族の方のご希望をお聴きしながらアセ
-------	--

	<p>メントを行い、訪問看護計画を立て看護師や理学療法士、作業療法士（以下「訪問看護師等」とします）が継続的に伺いして在宅療養の援助を行います。</p>
運営方針	<p>当事業所は、訪問看護の提供に際しては、次のような方針で運営しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問看護師等の職業倫理に基づき、利用者や家族の皆様に対し、公正に職務を遂行します。 2. 主治医及びその他の関係機関と綿密な連携をとります。 3. 心身の状況や療養環境に応じ居住区域で一番適した支援者と共同し、安心して療養生活を送っていただけるよう継続看護を提供します。 4. 療養上必要な事項について、利用者や家族の皆様に対し、わかりやすい説明を心がけます。 5. 羞恥心への配慮などプライバシー保護に努めます。 6. サービスの利用が安定した段階で、住み慣れた地域の事業所を紹介いたします。

6. 職員体制

職種	職務内容	人員数	資格
管理者	事業所の総括及び企画調整	1名（常勤）	看護師
訪問看護師	訪問看護の実施	3名以上（常勤・兼務）	看護師
理学療法士又は 作業療法士	訪問看護（リハビリテーション）の実施	1名以上（常勤）	理学療法士
		1名以上（常勤）	作業療法士
事務員	請求業務	1名（常勤）	
サテライト			
訪問看護師	訪問看護の実施	1名以上（常勤）	看護師
		1名以上（非常勤）	

7. 訪問看護サービスの内容と利用料金

(1) 訪問看護サービスの内容

- 1 症状・障害の観察、健康管理
- 2 食事ケア、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- 3 褥瘡・創傷のケア
- 4 療養生活、看護、介護方法のアドバイス
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 ターミナルケア
- 8 カテーテルなど医療機器の管理
- 9 医師の指示による医療処置
- 10 家族などの介護者の支援
- 11 保健・福祉サービスなどの活用支援

曜日	サービス提供時間				サービス内容	介護保険の適用
月	:	～	分以上	分未満	訪問看護計画に基づいて実施します。	介護保険
火	:	～	分以上	分未満		
水	:	～	分以上	分未満		
木	:	～	分以上	分未満		
金	:	～	分以上	分未満		
土	:	～	分以上	分未満		

※理学療法士等が訪問看護を提供する場合は、訪問看護サービスの利用開始時や状態の変化などに合わせて、看護職員が定期的な訪問をさせていただきます。

※居宅サービス計画書に基づきます。訪問看護（リハビリ）の場合は、20分を1回として週6回分までを原則とします。

※利用者の健康上に問題がある場合、又は感染症等が明らかになった場合は、サービスの変更、中止をする場合がありますので、速やかに事業所に連絡してください。

※訪問看護サービスの予約を取り消すときは、前営業日の営業時間内に連絡してください。

※悪天候時、災害・事故が発生した場合は、サービスの時間変更、中止を依頼する場合があります。

(2) 利用料金 (2024年6月1日現在)

訪問看護ステーション利用料金一覧 (介護保険)

①介護保険適応の訪問看護

項目		自己負担額			単位数
		1割	2割	3割	
訪問看護	20分未満	328円	655円	982円	314単位
	20分以上～30分未満	491円	982円	1473円	471単位
	30分以上～60分未満	858円	1715円	2573円	823単位
	60分以上～90分未満	1176円	2351円	3526円	1128単位
	理学・作業・言語療法士:20分	307円	613円	919円	294単位
予防訪問看護	20分未満	316円	632円	948円	303単位
	20分以上～30分未満	470円	940円	1410円	451単位
	30分以上～60分未満	828円	1655円	2482円	794単位
	60分以上～90分未満	1136円	2272円	3408円	1090単位
	理学・作業・言語療法士:20分	296円	592円	888円	284単位
緊急時訪問看護加算 (I) (1回/月)		626円	1251円	1876円	600単位
特別管理加算 (I) (1回/月)		521円	1042円	1563円	500単位
特別管理加算 (II) (1回/月)		261円	521円	782円	250単位
サービス提供体制強化加算		7円	13円	19円	6単位
退院時共同指導加算		626円	1251円	1876円	600単位
訪問看護訪問回数超過等減算		—9円	—17円	—25円	—8単位
予防訪問看護12月超減算2		—16円	—32円	—47円	—15単位
初回加算 I		365円	730円	1095円	350単位

初回加算Ⅱ		323円	626円	938円	300単位
長時間訪問看護加算		313円	626円	938円	300単位
複数名訪問加算Ⅰ (看護師)	30分未満	265円	530円	794円	254単位
	30分以上	419円	838円	1257円	402単位
複数名訪問加算Ⅱ (看護補助者)	30分未満	210円	419円	629円	201単位
	30分以上	331円	661円	991円	317単位
看護・介護職員連携強化加算(1回/月)		261円	521円	782円	250単位
看護体制強化加算Ⅰ(1回/月)		574円	1147円	1720円	550単位
看護体制強化加算Ⅱ(1回/月)		209円	417円	626円	200単位
ターミナルケア加算(要支援者除く)		2605円	5210円	7815円	2500単位

※上記の利用料金には2024年6月1日現在の単位数に津市の地域加算の上乗せ割合が含まれます。

※自己負担額は介護保険負担割合証の定めによって1割又は2割、3割が決定されます。

※早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)の時間帯に訪問看護を実施した場合には、1回につき所定単位数の100分の25を加算し、深夜帯(22:00～6:00)に訪問看護を実施した場合には1回につき所定単位数の100分の50を加算します。

※給付制限のある方にはこの限りではありません。

※各種公費の医療証・助成の医療証をお持ちの方はご提示ください。ご提示がない場合は正しい負担金が算定できず、利用者様に後日償還手続きをしていただく可能性がありますので、ご了承ください。

※サービスの提供場所で、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担となります。

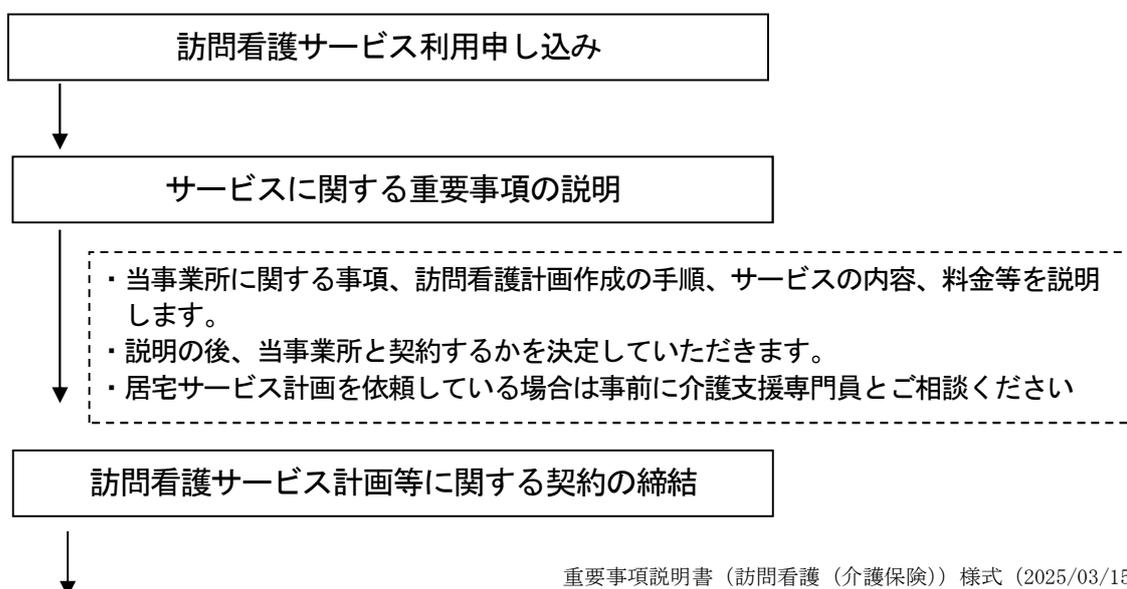
②有償訪問看護の場合

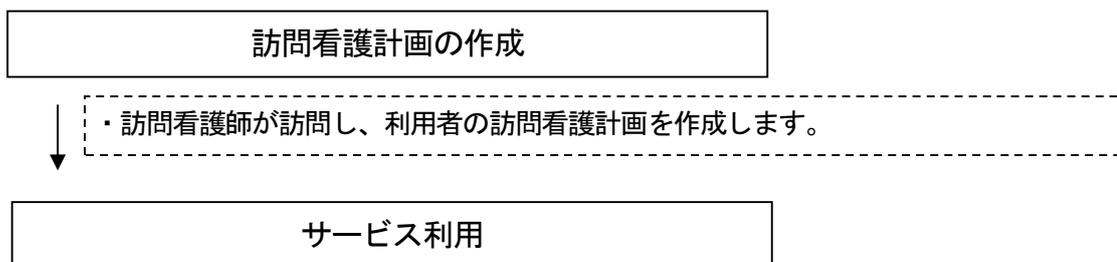
サービスの種類・内容	単位		利用料
長時間の訪問看護サービス ・所定の訪問看護の時間を超えた場合や定期的なものではなく、長時間看護師が自宅に滞在して行う場合	超過時間		5500円
	日中	30分毎	
	夜間・早朝	30分毎	6930円
	深夜	30分毎	8250円
緊急対応訪問看護サービス ・介護保険で緊急時訪問看護加算を契約していない利用者で、緊急訪問した場合	訪問時間にかかわらず 利用料に加算		6600円
通常の訪問看護サービス(介護保険) ・介護保険と医療保険対象外の訪問看護の場合 ・介護保険限度額を超えた訪問の場合	日中	30分毎	5500円
	夜間・早朝	30分毎	6930円
	深夜	30分毎	8250円
死亡時の看護 ・死亡時のご遺体のお世話他	1回		11000円
交通費	1km		30円
有料駐車場料金(利用した場合)	—		実費
キャンセル料	ご利用1日前までの		—

	ご連絡の場合	
*ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません	ご利用当日のご連絡の場合	1 提供あたり料金の100%

※上記の利用料金には2024年6月1日現在の消費税等が含まれます。税率の変更が生じた際には、上記利用料金の表示にかかわらず請求時に適用される税率により消費税等を加算いたします。

1. 事業者は、介護給付費体系の変更があった場合は、サービス利用料金を変更することができるものとします。
 2. 事業者の提供する訪問看護に関するサービス利用料金については、事業者が法律に基づいて介護保険から自己負担分を除くサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、その自己負担分を除く部分について利用者の自己負担はありません。
 3. ①介護保険適応の訪問看護の場合の自己負担分（ただし、次項により介護保険から受領できない場合は、サービス利用料金全額）及び②有償訪問看護の場合の利用料金は当月末日に締切り、翌月上旬に請求させていただきます。毎月26日を振替日（口座振替日が土日祝日の場合は翌営業日）として、預金口座振替によりお支払いいただきます。ただし、振替手続が完了するまでは口座振込にてお支払いいただきます。この場合の振込料は利用者の負担といたします。
 4. 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料等に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は本書に定めるサービス利用料等の全額を事業者にお支払いいただくものとします。
 5. 前項の場合、利用者は、事業者が利用者に対し発行するサービス提供証明書を後日、保険者たる市町村の窓口に提出することで、払い戻しを受けるものとします。
 6. 利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて訪問看護サービスの提供を受ける場合は、②有償訪問看護の場合の交通費を事業者にお支払いいただくものとします。
8. サービスの提供の手順
- サービスの提供の手順は、次のとおりです。





9. 相談窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口	藤田医科大学訪問看護ななくり
担当者	管理者 内田 潤子
TEL	059-253-5152
FAX	059-253-5158
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 土曜日 午前8時45分～午後0時30分 ※日曜、祝日、12月29日～1月3日は受付を休止させていただきます。

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

相談窓口	TEL
三重県国民健康保険団体連合会 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	059-222-4165
津市役所 介護保険課苦情担当窓口 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	059-229-3149
松阪市役所 介護保険課 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	0598-53-4091
三重県健康福祉部 長寿サービスグループ 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	059-224-3327

10. 業務継続計画の策定等

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とします）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 事業者は、訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、藤田医科大学七栗記念病院の感染防止委員会の指導に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を周知すること
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

1 2. 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 利用者に対する虐待を防止するための訪問看護師等及び事業者の使用する者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族等高齢者を現に養護する者（以下「養護者」とします）からの通報の受付体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所内に虐待防止の指針を制定し、担当者を設置し、委員会を定期的開催します。

3. 事業者は、訪問看護師等及び事業者の使用する者、又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管理者を経由し、担当地域包括支援センター及び訪問看護サービスの実施地域を管轄する市町村に通報するものとします。

1 3. 担当者の変更

1. 事業者の都合により、訪問看護師等を交代することがあります。なお、訪問看護師等を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとします。

2. 利用者は、選任された訪問看護師等の交代を希望する場合は、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師等の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問看護師等を指名することはできません。

1 4. 秘密の保持

1. 事業者、訪問看護師等及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者の雇用契約の内容とします。この秘密保持義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議

等において、利用者の個人情報を用いないものとします。

3. 事業者は、利用者の家族からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いないものとします。
4. 事業者は、利用者から事前の書面の同意があるときは、事業者が運営する藤田医科大学の学生の教育のため帯同させることができるものとします。なお、当該学生についても第1項に準じて秘密保持義務を負わせるものとし、サービス担当者会議等に同席する場合については第2項及び前項を準用するものとします。
5. 利用者及び家族は、第2項及び第3項の同意をしないことにより、サービス担当者会議においてサービスの調整ができず、一体的なサービスが提供できない場合があることを了解するものとします。

1 5. 家族等への連絡

事業者は、利用者が希望する場合は、利用者に対し通知するのと同様の通知を家族代表に対しても行うものとします。

1 6. 記録の保管

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、これを契約終了後5年間保存するものとします。
2. 利用者及び家族は、事業者の営業時間内にその事業所の所在地にて、当該利用者に関する前項の訪問看護サービスの提供に関する記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項の訪問看護サービスの提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。なお、この場合、複写に要する実費を徴収致します。
4. 利用者又は事業者が解約を書面で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の訪問看護計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。
5. 事業者は、一定期間ごとにサービス提供状況、目標達成の状況等について報告書等の記録を作成し利用者に対し提出します。

1 7. 緊急時の対応

緊急時には利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡致します。

1 8. 損害賠償

1. 事業者は、訪問看護の提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。ただし、天災地変、事故その他事業者の責に帰することのできない事由による場合は、この限りではありません。
2. 利用者は、訪問看護を受けるのに伴って、利用者の責に帰すべき事由により事業者（訪問看護師等を含む）に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

1 9. 契約の解約・終了

1. 利用者は事業者に対し、5日前までに書面で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した書面で通知をすることにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は当該地域の他の訪問看護サービス事業者に関する情報を利用者に提供するとともに、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村に連絡します。
 - (1) 利用者又はその家族等が事業者や訪問看護師等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
 - (2) 利用者が正当な理由なく、利用料を2ヶ月以上滞納した場合において、事業者が1ヶ月以内の期限を定めて督促しても、なお支払わないとき
 - (3) 利用者又はその家族等が正当な理由なく又は故意に訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させたとき、又は常識を逸脱する行為に及び、改善しようとししないなどの理由で、この契約の目的が達せられないと事業者が判断したとき
 - (4) 利用者又はその家族等が暴行、脅迫、性的嫌がらせその他訪問看護師等が訪問看護を実施できないと事業者が判断する行為に及んだとき
 - (5) 事業の廃止、縮小を決定したとき
 - (6) その他やむを得ない事情があるとき
3. 事業者は、前項各号のいずれかに該当するときは、解約の効力が生じるまで訪問看護の提供を中止できるものとします。
4. 次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が病院への入院又は介護保険施設に入所し、3ヶ月を経過した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分の改善により訪問看護の必要が認められなくなった場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
5. 前各項のほか他の条項に基づきいずれの解約の場合でも相互に解約料の支払いは発生しないものとします。

※中途解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

20. 教育、研究機関としての体制

1. 事業所は、学校法人により運営され、教育・研究機関としての役割も担っております。したがって、事業者より学生等の見学・実習をさせていただくことをお願いする場合があります。なお、その場合にも利用者に対し、サービス提供時に見学・実習させていただきたい旨を、事前に説明し、同意を得てから行うものとします。
2. 利用者は、学生等の見学・実習に同意をいただいた後も随時撤回することができます。なお、この撤回により利用者が訪問看護サービスの提供に関し、不利益を被ることはありません。

21. 身分証明書の携行

訪問看護師等は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求めら

れたときは、身分証明書を提示します。

22. 重要事項説明書の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じるときは、変更事項について書類を交付して、口頭で説明の上、利用者の同意を得るものとします。

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、この書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 所属 藤田医科大学訪問看護ななくり
説明者 看護師・PT・OT・事務員 印

説明・交付の時間 西暦 年 月 日 時 分

説明・交付の場所 利用者の住所

利用者（代理人がいる場合は代理人）は、この書面により上記の日時・場所において、事業者から重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

(代理人を選定した場合)

上記代理人 住所

氏名 印

続柄